

令和7年～令和9年 庁舎の管理に関する業務・電気供給業務に係る 競争入札参加資格審査申請の手引き【個別編】

目 次

<はじめに>	P. 1
1 入札参加資格申請の受付期間及び送付方法	P. 1
2 入札参加資格の認定	P. 1
3 入札資格審査を受けることができない者	P. 1
4 入札参加資格の有効期間	P. 2
5 個別添付書類作成上の注意事項	P. 2
5-1 すべての業務で提出する個別添付書類	P. 3
5-2 申請する業務ごとに提出する個別添付書類	P. 6
6 紙申請について	P. 7
7 問い合わせ先	P. 7
8 【参考】業種別許認可資格等一覧表	P. 8
9 納税証明書について	P. 9

島根県 総務部 管財課 財産活用推進室

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 電話:0852-22-6499

この手引きは、島根県と県内 11 市町が共同運営を行う資格申請システムでの申請受付を前提とした、令和7年から令和9年までに島根県が発注する庁舎の管理に関する業務及び電気供給業務の契約に係る競争入札参加資格の申請方法や島根県の個別審査に必要となる個別添付書類について記述しています。

(参加自治体)

島根県、松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、奥出雲町、飯南町、川本町、隠岐の島町

※お知らせ※

令和7～9年の申請から以下の点が変更になりました。

1. 格付認定は廃止しました。
2. 紙の通知書類は廃止しました。
郵送で通知文書は送付しません。資格申請システムの認定メールでご確認ください。
3. 以下の申請書類は提出不要になりました。
 - ・ 業態調書 (別紙4)
 - ・ 決算書類等
 - ・ 定款の写し
 - ・ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し
 - ・ 返信用封筒 (審査結果通知書送付用)
 - ・ 委任状 (R5.3.1～廃止)
 - ・ 誓約書 (R5.3.1～廃止)
4. 令和7～9年入札参加資格名簿は、島根県総務部管財課のホームページで公開します。
審査の結果、資格の認定をした方の一覧(入札参加資格者名簿)は県ホームページで公表しますのでご了承ください。公表する内容は商号又は名称、代表者職氏名、所在地、電話番号、FAX番号、委任の範囲、受任者、営業品目です。

1 入札参加資格申請の受付期間及び送付方法

区分	受付期間及び送付方法	送付先
定期審査	令和6年9月2日(火)～令和6年9月30日(金) ※①②の両方の手続きが必要です。 ①島根県電子調達システム(資格申請システム)による申請 ②共通添付書類、個別添付書類の提出 郵送書類の提出期限: 令和6年9月30日(金) 必着	〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県 総務部 管財課 財産活用推進室 あて
随時審査	令和7年1月6日(月)～令和9年11月15日(月) ※受付締切日:毎月10日 ただし、毎年1月と令和9年11月は15日締切とする。	※島根県へ申請のうち【物品のみ】 の場合は、 <u>総務事務センターあてに送付してください。</u>

2 入札参加資格の認定

資格申請システムにより受け付けた申請については、システム登録内容と送付された添付書類をもとに審査を行い、認定後はシステムにより「認定完了メール」が送信されますので、メール及びシステムで認定内容の確認を行ってください。**※令和7～9年分の申請から紙の通知文書は廃止しました。**

3 入札資格審査を受けることができない者

次のいずれかに該当する者は入札資格審査を受けることができません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて一般競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの(その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。)
- (3) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けていない者
- (4) 国税及び島根県における県税(個人の県民税及び地方消費税を除く)を滞納している者
- (5) 提出書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者

4 入札参加資格の有効期間

定期審査分	令和7年1月1日 から 令和9年12月31日まで
随時審査分	認定日 から 令和9年12月31日まで

5 個別添付書類作成上の注意事項

提出が必要な個別添付書類は以下のとおりです。作成上の注意、業務ごとに提出する書類を必ず確認してください。

※ 平成30年度から「島根県電子調達システム(資格申請システム)」により申請を受け付けています。

※ 資格申請システムへの入力内容または添付書類等に不備がある場合、補正事項の連絡を行うことがあります。**期限までに補正されない場合、申請を不受理又は不認定とする場合があります。**

【共通事項(共通添付書類)について】

- (1) 下表で記載するのは「個別添付書類」のみに関する事項です。「共通添付書類」の提出方法については、別途「島根県電子調達システム(資格申請システム)による物品・役務入札参加資格申請の手引き(共通編)」を参照してください。
- (2) 添付書類の様式については、島根県総務部管財課のホームページからダウンロードすることにより入手することができます。

	提出書類 及び 作成上の注意	法人	個人
1	個別添付書類送付票 資格申請システムから出力されるものを提出してください。	○	○
2	申請者側の入力内容確認画面を印刷したもの 資格申請システムから出力されるものを提出してください。	○	○
3	<p>業者基本情報(島根県/役務) (別紙2)</p> <p>書類の様式はホームページからダウンロードして下さい。</p> <p>1. 「年月日」欄 システム上の申請日を記入してください。</p> <p>2. 「商号又は名称」欄 登記事項に記載のとおり記入してください。</p> <p>3. 「しまねゆめいくカンパニー認定」欄 しまね障がい者就労応援企業(しまねゆめいくカンパニー)の認定の取得の有無に○印を付けてください。</p> <p>4. 「こころカンパニー認定」欄 こころカンパニーの認定の取得の有無に○印を付けてください。</p> <p>5. 「しまね女性の活躍応援企業登録」欄 登録の有無に○印を付けてください。</p> <p>6. 「ISO14001 認証」欄 取得の有無に○印を付けてください。</p> <p>7. 「障害者雇用状況」欄</p> <p>■ 報告義務がある事業主の場合 申請時の直前に公共職業安定所(ハローワーク)に提出した障害者雇用状況報告書に記載した雇用率を記載してください。</p> <p>■ 報告義務のない事業主の場合 申請時に雇用している障害者(「障害者の雇用の促進等に関する法律」第2条に定める障害者をいう。)の人数を記載してください。 雇用している障害者がいない場合は、0人と記載してください。</p> <p>8. 「県内営業所一覧」欄</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審査を希望する業務(営業品目)を実施可能な県内の営業所をすべて記載してください。 ・ 入札・契約等の委任先とならない場合も記載してください。 ・ 「実施可能な営業品目」欄は番号で記載してください。(業務の番号は8ページ参照) <p>※ 「委任の有無」については、下部の別欄に記載欄がありますので併せて記載してください。</p> <p>9. 「島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第2条第1項又は松江市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第2条第1項の登録を受けている浄化槽保守点検業務を営む区域」欄</p> <p>※ 浄化槽保守点検業務の資格審査を受けようとする場合のみ 登録を受けている県内市町村名を全て記入してください。</p>	○	○

	<p>10. 「浄化槽法第 35 条第 1 項の許可を受けている県内の市町村名」欄</p> <p>※ 浄化槽保守点検業務の資格審査を受けようとする場合のみ 許可を受けている県内市町村名を全て記入してください。</p> <p>11. 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条1項の許可(浄化槽汚泥)を受けている県内の市町村名(旧市町村名)」欄</p> <p>※ 浄化槽保守点検業務の資格審査を受けようとする場合のみ 許可を受けている県内市町村名(旧市町村名)を全て記入してください。</p> <p>12. 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けている県内の市町村名」欄</p> <p>※ 廃棄物処理業務のうち一般廃棄物の収集運搬についての資格審査を受けようとする場合のみ 許可を受けている県内市町村名を全て記入してください。</p> <p>13. 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けている県内の市町村名」欄</p> <p>※ 廃棄物処理業務のうち、一般廃棄物の処分についての資格審査を受けようとする場合のみ 許可を受けている 県内市町村名を全て記入してください。</p> <p>14. 委任に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「委任の有無」欄について、有無のいずれかに○印をつけてください。 ・ 「委任する業務の番号」は、資格申請システムと一致させてください。(業務の番号は8ページ参照) <p>※ 資格申請システムで島根県分の委任先として選択した営業所の場合は、必ず「有」を選択のうえ、すべて記載してください。なお、入札・契約等の委任先とならない場合は「無(本社のみ)」を選択してください。</p> <p>※ 委任事項は次の①～⑤にかかる全ての事項です。(一部事項のみの委任不可)</p> <p>① 入札及び見積に関する件、 ② 契約締結に関する件 ③ 契約の履行に関する件、 ④ 契約の履行に伴う代金請求及び受領に関する件 ⑤ その他①から④までに付帯する一切の件</p>		
4	<p>業務に関する資格及び許認可等調書 (別紙3)</p> <p>書類の様式はホームページからダウンロードして下さい。</p> <p>(1) 「業務名」を確認し、申請する業務(営業品目)に☑をつけ、右側の欄を記載してください。 (申請しない業務については、記載不要です)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「提出書類に☑」欄を確認し、「必須」欄については必ず☑をつけて、「業務に関する資格・許認可 及び 提出書類」に記載している提出書類を添付してください。 ・ 「あれば提出」欄については、該当する提出書類を添付する場合にのみ☑を付けてください。 <p>(2) 「有資格者数」欄については、「業務に関する資格・許認可 及び 提出書類」に記載のある資格を有する従業員について、人数を記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会社全体の人数とそのうち島根県内の事業所に配属されている人数をそれぞれ記載してください。 ・ 複数の資格を有する方については、それぞれの資格の人数に計上してください。 	○	○

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当がない場合は0を記載してください。(ただし、必須資格については、必ず1名以上記載してください。) (3) 「廃棄物処理業務」に申請する場合で、島根県知事以外の許可を受けている場合は、許可都道府県を記載してください。 (4) 提出書類等で特記事項がある場合は、「備考欄」に記載してください。 		
5	<p>島根県税の納税証明書 (個人の県民税及び地方消費税を除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 直前1年分について、申請日前3月以内に発行され、滞納がないことを証明できるもの。 ※ 島根県税の納付実績がない場合でも証明を受けることが可能です。必ず提出してください。 ※ 島根県の物品・役務両方に申請する場合は、提出は1部のみで可。 	○	○
6	<p>障害者雇用状況報告書の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共職業安定所へ提出した報告書の写しを提出してください。 ※ 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項の規定に基づく障害者の雇用状況の報告義務がある場合、提出してください。 ※ 島根県の物品・役務両方に申請する場合は、提出は1部のみで可。 	△	△
7	<p>しまねゆめいくカンパニー認定書の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ しまねゆめいくカンパニー(しまね障がい者就労応援企業)の認定を受けている場合に提出してください。 ※ 島根県の物品・役務両方に申請する場合は、提出は1部のみで可。 	△	△
8	<p>こっころカンパニー認定書の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ こっころカンパニー(しまね子育て応援企業)の認定を受けている場合に提出してください。 ※ 島根県の物品・役務両方に申請する場合は、提出は1部のみで可。 	△	△
9	<p>しまね女性の活躍応援企業登録証の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ しまね女性の活躍応援企業に登録されている場合に提出してください。 ※ 島根県の物品・役務両方に申請する場合は、提出は1部のみで可。 	△	△
10	<p>ISO14001 認証の登録証の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ISO14001 認証を取得している場合に提出してください。 ※ 島根県の物品・役務両方に申請する場合は、提出は1部のみで可。 	△	△

5-2 申請する業務ごとに提出する個別添付書類 (○…必須、△…該当する場合のみ提出)

番号	業務名	法人	個人	提出する書類、注意事項等
1	清掃業務	△	△	建築物清掃業登録又は、建築物環境衛生総合管理業登録がある場合は、登録証の写し。申請日以降の有効期間であること。ただし、更新中のときは後日提出すること。
2	機械 警備業務	○	○	警備業法第3条各号に掲げる者のいずれにも該当せず、警備業の要件を備えている公安委員会の認定証の写し。申請日以降の有効期間であること。ただし、更新中のときは後日提出すること。
3	警備員 警備業務	○	○	警備業法第3条各号に掲げる者のいずれにも該当せず、警備業の要件を備えている公安委員会の認定証の写し。申請日以降の有効期間であること。ただし、更新中のときは後日提出すること
4	貯水槽 清掃業務	△	△	建築物飲料水貯水槽清掃業登録がある場合は、登録証の写し。申請日以降の有効期間であること。ただし、更新中のときは後日提出すること。
5	害虫等 防除業務	△	△	建築物ねずみ・昆虫等防除業登録がある場合は、登録証の写し。申請日以降の有効期間であること。ただし、更新中のときは後日提出すること
6	浄化槽保守 点検業務	○	○	島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則第5条又は松江市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則第5条に規定する浄化槽保守点検業者登録証の写し。申請日以降の有効期間であること。ただし、更新中のときは後日提出すること。
7	浄化槽 清掃業務	○	○	「浄化槽法第35条第1項」に基づく浄化槽清掃の市町村長の許可の写し、及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条」による市町村長の許可証(浄化槽汚泥)の写し(許可を受けている県内の市町村(旧市町村)分全てを添付する)。申請日以降の有効期間であること。ただし、更新中のときは後日提出すること。
8	廃棄物 処理業務	○	○	<p>【一般廃棄物】 一般廃棄物の収集運搬を希望する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項による市町村長の許可証の写し。なお、一般廃棄物の処分を希望する場合は第7条第6項による市町村長の許可の写し(許可を受けている県内の市町村分全てを添付する)。</p> <p>【産業廃棄物】 産業廃棄物の収集運搬を希望する場合は、同法第14条第1項による都道府県知事の許可証の写し。なお、産業廃棄物の処分を希望する場合は第14条の2第1項による都道府県知事の許可の写し。</p> <p>【特別管理産業廃棄物】 特別管理産業廃棄物の収集運搬を希望する場合は、同法第14条の4第1項による都道府県知事の許可証の写し。なお、特別管理産業廃棄物の処分を希望する場合は第14条の4第6項による都道府県知事の許可の写し。</p> <p>【共通事項】 申請日以降の有効期間であること。ただし、更新中のときは後日提出すること。</p>
9	空調機器保 守点検業務			

10	昇降機保守 点検業務	○	○	昇降機検査資格者登載証の写し及び当該資格者を雇用していることを証する書類(※)の写し(3名までは全員、3名を超える場合は3名分)。 ※資格者氏名、資格の種類及び雇用者以外の個人情報にマスクして提出してください。
11	消防用設備 点検業務	○	○	消防設備士免状の写し(両面)又は消防設備点検資格者免状の写し及び当該資格を有する者を雇用していることを証する書類(※)の写し(甲・乙は共通として、各、各種ごとに3名までは全員、3名を超える場合は3名分)。 ※資格者氏名、資格の種類及び雇用者以外の個人情報にマスクして提出してください。
12	オイルタンク 清掃点検 業務	△	△	地下タンク等定期点検事業者認定がある場合は認定証の写し。申請日以降の有効期間であること。ただし、更新中のときは後日提出すること。
13	電気設備保 守点検業務			
14	電話交換設 備保守点検 業務			
15	ボイラー保 守点検業務	○	○	ボイラー整備士免許証の写し(両面)及び当該資格者を雇用していることを証する書類(※)の写し(3名までは全員、3名を超える場合は3名分)。 ※資格者氏名、資格の種類及び雇用者以外の個人情報にマスクして提出してください。
16	電気供給業 務	○	○	電気事業法第2条の2に定められる電気事業登録を受けていることを証明するもの又はその写しを提出してください。

◇国税の納税証明書の申請は e-Tax から行うこともできます。詳しくは e-Tax ホームページをご覧ください。
<http://www.e-tax.nta.go.jp/>

◇島根県税の納税証明書の申請方法等は島根県税務課ホームページをご覧ください。
http://www.pref.shimane.lg.jp/life/zei/ken/nozei_syomei/nouzeisyomei.html

6 紙申請について

やむを得ない事情により、資格申請システムでの申請が困難な場合、資格申請システムで申請ができる参加自治体のうち、1自治体のみに申請する者に限って紙での申請を認める場合があります。(複数の参加自治体へ申請する場合は、紙での申請は認めておりませんのでご了承下さい。)

紙での申請については、お問い合わせのうえ申請方法等を確認願います。

7 問い合わせ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県総務部管財課 財産活用推進室 一元化第2係

TEL:0852-22-6499

FAX:0852-22-6037

Email:nyusatsu-kanzai@pref.shimane.lg.jp

8【参考】業種別許認可資格等一覧表

番号	業種	具体例	許認可資格等	
			必須	その他業務に係る資格等 (資格審査参考)
1	清掃	庁舎、事務所及び施設の清掃		建築物清掃業登録、建築物環境衛生総合管理業登録
2	機械警備	機械警備による遠隔監視	警備業法第3条各号に掲げる者のいずれにも該当せず、警備業の要件を備えている公安委員会の認定	
3	警備員警備	警備員の常駐警備	警備業法第3条各号に掲げる者のいずれにも該当せず、警備業の要件を備えている公安委員会の認定	
4	貯水槽清掃	貯水槽の清掃、点検		建築物飲料水貯水槽清掃業登録
5	害虫等防除	建物内の鼠、白アリ、ゴキブリ等の防除		建築物ねずみ昆虫等防除業登録
6	浄化槽保守点検	浄化槽の保守点検	島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第2条第1項又は松江市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第2条第1項に規定する浄化槽保守点検業者登録	浄化槽管理士
7	浄化槽清掃	浄化槽の清掃	浄化槽法第35条第1項の市町村長の許可、及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の市町村長の許可(浄化槽汚泥)	
8	廃棄物処理	一般廃棄物、産業廃棄物(粗大ゴミ、廃油等)、特別管理産業廃棄物(廃油等)の収集運搬、処分	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項及び第6項の市町村長の許可、同法第14条第1項の都道府県知事の許可	
9	空調機器保守点検	空調機、熱源機器(ボイラーを除く。)、自動制御機器、中央監視装置の保守点検		
10	昇降機保守点検	エレベーター等の保守点検	昇降機検査資格者	
11	消防用設備点検	消防用設備の点検	特類・第1・2・3・4・5・6・7類消防設備士、特種・第1・2種消防設備点検資格者	
12	オイルタンク清掃点検	オイルタンク等の清掃・点検・漏洩検査		定期点検技術者講習終了者、地下タンク等定期点検事業者認定
13	電気設備保守点検	電気工作物、自家用発電設備等の保守点検		電気主任技術者、第1・2種電気工事士、自家発電設備専門技術者
14	電話交換設備保守点検	電話交換設備等の保守点検		工事担任者資格者
15	ボイラー保守点検	ボイラー等の清掃・保守・点検・整備	ボイラー整備士	
16	庁舎の電気供給業務	電気の供給業務	電気事業法第2条の2に規定する経済産業大臣の登録	

(注記) 申請する業務ごとに必要な資格及び許認可等について上記一覧表を参照のうえ、「業務に係る資格及び許認可等調書」を記入すること。

島根県税に係る納税証明書

1 納税証明書の交付申請先(下記のいずれの箇所でも交付が受けられます。)

名称	担当部署	所在地	電話番号(直通)
東部県民センター	収納管理課	松江市東津田町 1741-1	0852-32-5629
〃	隠岐税務課	隠岐郡隠岐の島町港町塩口 24	08512-2-9617
〃 雲南事務所	納税課	雲南市木次町里方 531-1	0854-42-9520
〃 出雲事務所	納税課	出雲市大津町 1139	0853-30-5534
西部県民センター	収納管理課	浜田市片庭町 254	0855-29-5522
〃 県央事務所	納税課	大田市大田町大田イ 236-4	0854-84-9576
〃 〃	川本駐在スタッフ	邑智郡川本町大字川本 265-3	0855-72-9516
〃 益田事務所	納税課	益田市昭和町 13-1	0856-31-9516

2 入札参加資格審査に必要な納税証明書

○納税証明書の種類	納税証明書(一般用)
○証明を受けようとする事項	全税目について未納の徴収金がないこと ※納付実績がない場合でも証明を受けることができます。 (島根県内に営業所等がない場合は、本社所在地と法人名を登記簿 謄本等で確認後、証明書を発行します。)
○証明書の使用目的	県が行う入札の参加資格審査を受けるため

- ・ 手数料(420円分の島根県収入証紙)が必要です。販売場所は下記をご覧ください。
http://www.pref.shimane.lg.jp/life/zei_shosi/shosi/shosi/syousi.html

- ・ 来庁することが困難な場合には、郵送でも交付が受けられます。

【県内の方】

以下の3点を上記1の交付申請先あてに郵送してください。

- 1 県税・地方法人特別税の納税等の証明書交付申請書(一般用)
- 2 交付手数料・・・島根県収入証紙(1通につき420円)
- 3 返信用封筒・・・84円切手を貼付した定形封筒

【県外等で収入証紙の購入ができない方】

- ・ 1通請求される場合
 - 1 県税・地方法人特別税の納税等の証明書交付申請書(一般用)
 - 2 500円の定額小為替(交付手数料420円+返送用郵券料の80円分)
 - 3 4円分の切手・・・これがないと返送できません。
 - 4 返信用封筒・・・定形。切手の貼付は不要。
- ・ 2通以上については上記1の交付申請先へお問い合わせください。

- ・ 納税証明書交付申請書(一般用)は、下記アドレスからダウンロードもできます。

http://www.pref.shimane.lg.jp/life/zei/ken/nozei_syomei/nouzeisyomei.html

※この内容は R6.7.9 時点のものです。R6.10 月～郵便料金が改正されますので、ご注意ください。